

筑波大学法科大学院
令和2年度入学者選抜 法学既修者コース筆記試験

《民事法 出題趣旨》

民法の【第1問】は、不動産賃貸借の解除と転貸借の帰趨およびその事後処理を問う問題である。【第1問】では、判例によって形成されている信頼関係破壊の法理を含め、不動産賃貸借における解除についての基本的な考え方を正確に理解していること、原賃貸借が解除された場合における転貸借の帰趨を適切に評価していること、不動産賃貸借が解除された後の賃料または賃料相当額の支払の関係を適切に論じていることなどが、評価の対象となっている。

民法の【第2問】は、使用者責任、不法行為に基づく債権の相殺、被害者の素因を理由とする減額などを問う問題である。【第2問】の(1)では、使用者責任の成否を適切に論じていること、新法下における不法行為により生じた債権を受働債権とする相殺の取扱を正確に理解していることなどが、評価の対象となっている。【第2問】の(2)では、被害者の先天性な疾患を理由とする損害賠償の減額の可否を判例の評価も含め適切に論じていることなどが、評価の対象となっている。

民事訴訟法は、一部請求を素材にして、民事訴訟手続に関する基礎的な理解を問う問題である。【第1問】では、明示ある一部請求の場合の訴訟物について、判例理論を前提とした正確な理解が、評価の対象となっている。【第2問】では、明示の一部請求に対する一部認容判決が確定した後の残部請求において、既判力の生じる範囲、原則論の適用による不都合性、その修正理論を理解していることなどが、評価の対象となっている。

《刑事法 出題趣旨》

刑法では、まず、いわゆる「オレオレ詐欺」に「騙されたふり作戦」で対処した事例について、不能未遂の処理や承継的共犯の成否が問われている。次に、住居侵入窃盗犯が追跡者に抵抗した事例について、(事後)強盗致傷罪の成否が問われている。また、それぞれの事例において、親族相盗例の適用の可否が問われている。

刑事訴訟法では、訴因の変更の可否が問題となった架空の事例について、刑事訴訟法312条1項にいう「公訴事実の同一性」の意義を解釈すること、および、導出された基準の下で当初の訴因と本件請求の訴因との間に「公訴事実の同一性」が認められるかどうかを明確に論じることが問われている。

《公法 出題趣旨》

設問は、プライバシーの制約を問うものである。プライバシー情報には、氏名、住所、電話番号のような個人識別情報から、遺伝情報、思想信条情報、経歴情報など特に要秘匿性の高い情報まで様々なものがあるが、本問の情報がこれらのどこに位置づけられるかが問われている。また、プライバシー侵害の態様に、個人情報の強制取得自体が問題となるケースと、いったんは特段の問題もなく取得された情報の第三者への漏洩という2種類があることを踏まえ、それぞれに関する最高裁判例を想起しながら論ずることができているかどうかも問われている。

以上